

東京大学宇宙線研究所附属神岡宇宙素粒子研究施設における法令で定める放射性同位元素、
放射線発生装置による障害予防規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 18 年 5 月 1 日改定

平成 22 年 7 月 22 日改定

平成 23 年 5 月 25 日改定

平成 26 年 1 月 21 日改定

平成 31 年 4 月 18 日改定

令和 3 年 4 月 15 日改定

令和 5 年 9 月 21 日改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、「放射線同位元素等の規制に関する法律」(以下「法」という。)及びその他関係法令に基づき、東京大学 宇宙線研究所 附属神岡宇宙素粒子研究施設(以下「神岡施設」という。)における放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、神岡施設の管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「放射線作業」とは、放射性同位元素及び放射線発生装置の使用又はそれに付随する業務をいう。
- (2)「所長」とは、東京大学宇宙線研究所の部局長である。
- (3)「施設長」とは、神岡施設の長である。
- (4)「放射線業務従事者」(以下、「業務従事者」という。)とは、放射線作業のために管理区域に立ち入る者で、所長が登録を認めた者をいう。
- (5)「個人被ばく線量計」とは、個人の被ばく線量を測定する放射線測定器をいう。

(他の規則との関連)

第 4 条 放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱いに係る事項としては、この規定に定めるものの他、次に掲げる本学の規則等の定めるところによる。

- (1) 東京大学の放射線障害の防止に関する管理規定(東京大学規則)
- (2) 東京大学教職員の環境安全衛生管理規定(東京大学規則)
- (3) 東京大学環境理念・東京大学環境基本方針(総長裁定)
- (4) 東京大学の環境安全衛生管理組織の責任及び権限(総長裁定)

- (5) 東京大学環境安全本部内規（総長裁定）
- (6) 全学の放射線教育に関する方針（放射線管理部裁定）
- (7) 全学の放射線健康診断に関する方針（放射線管理部裁定）
- (8) 全学の放射線障害の防止に関する業務評価に関する方針（放射線管理部裁定）

（遵守等の義務）

第5条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「一時立入者」という。）は、第8条に定める放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

- 2 所長及び施設長は、主任者が行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 所長及び施設長は、第11条に定める東京大学宇宙線研究所附属神岡宇宙素粒子研究施設放射線安全委員会（以下「放射線安全委員会」という。）がこの規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 安全管理の組織及び職務

（組織）

第6条 神岡施設における放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

（所長）

第7条 所長は、宇宙線研究所における放射線施設の安全管理に関する最終責任者である。

（施設長）

第8条 施設長は、神岡施設における放射線障害の防止に関して統括する。

（主任者等）

第9条 所長は、放射線障害発生防止について総括的な監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の資格を有する教職員のうちから、主任者を選定しなければならない。また、解任する場合は、解任理由に基づき、所長が解任する。

- 2 所長は、主任者に法で定められた期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

（主任者の職務）

第10条 主任者は、神岡施設における放射線障害の発生防止に係わる監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査等の立合い

- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 所長又は施設長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する指示等

(主任者の代理者)

- 第11条 所長は、主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行するため第1種放射線取扱主任者の資格を有する教職員のうちから主任者の代理者を選任し、その職務を代行させなければならない。
- 2 主任者が、30日以上職務を行えない場合は、法の規定に基づき、原子力規制委員会に代理者の選出の届出を行う。また、その場合に、代理者を解任した場合は、解任の届出を行う。

(放射線安全委員会)

- 第12条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するため、神岡施設に、放射線安全委員会を置く。
- 2 放射線安全委員会は、神岡施設における放射線安全管理の運営維持に関する事項を審議する。
- 3 委員長は、施設長をもってあてる。
- 4 放射線安全委員会は、主任者、放射線施設管理責任者（以下「管理責任者」という。）、放射線施設管理担当者（以下「管理担当者」という。）その他所長が必要と認める者から構成される。
- 5 委員は、所長が委嘱する。
- 6 放射線安全委員会の運営については、別に定める放射線安全委員会規則によるものとする。

(管理責任者)

- 第13条 神岡施設に、管理責任者を置く。
- 2 管理責任者は、教職員である委員のうちから、放射線安全委員会委員の互選により決定する。
- 3 管理責任者は、放射線施設の管理及び維持を総括する。

(管理担当者)

- 第14条 放射線管理業務を行うため、管理担当者を置く。
- 2 管理担当者は、教職員である委員のうちから、放射線安全委員会委員の互選により決定する。
- 3 管理担当者は、東京大学宇宙線研究所事務部（以下「事務部」という。）と連携して次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域及び放射線発生装置による放射線被ばくの管理
 - (2) 放射線施設及び管理区域に係わる放射線の量及び汚染の状況の測定
 - (3) 放射線測定機器の保守管理
 - (4) 放射線発生装置の使用に関する管理及び指示

- (5) 放射線作業の安全に係わる技術的事項に関する業務
- (6) 業務従事者に対する健康診断に関する業務
- (7) 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実行
- (8) 記帳、記録の管理及びその保管
- (9) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続その他関係省庁との連絡等事務事項に関する業務

(業務従事者)

第15条 神岡施設において放射線作業を行う者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 業務従事者は、第28条に定める教育訓練及び第26条に定める健康診断の結果を照査の上、主任者が承認した上で登録する。
- 3 業務従事者は、管理担当者の指導の下に放射線作業を行うものとする。

(事務部の職務)

第16条 放射線管理に関する次の各号に掲げる事務は、事務部において処理する。

- (1) 業務従事者の登録に関する事務
- (2) 個人被ばく線量計に関する事務
- (3) 健康診断及び教育訓練に関する通知
- (4) 関係機関等に係わる書類の保管に関すること。

第3章 管理区域

(管理区域)

第17条 施設長は、関連法令の定めるところにより、管理区域を設定する。

- 2 管理区域を設定し、又は変更する場合には、放射線安全委員会の議を経て行わなければならない。
- 3 管理責任者は、次の各号に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。
 - (1) 業務従事者として第15条に基づき登録された者
 - (2) 見学者等で一時立入者として管理責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第18条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入り口から出入りすること。
 - (2) 管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。
 - (3) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域内において飲食及び喫煙は行わないこと。
 - (5) 業務従事者及び一時立入者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の安全を確保するための指示に従うこと。
- 2 管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に、取扱いに係わる注意事項を掲示し、管理区

域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 維持及び管理

（施設の点検）

第19条 管理責任者は、別表に掲げる事項について、定期的に放射線施設の巡視、点検を行わなければならない。

- 2 管理責任者は、点検の結果を主任者報告しなければならない。
- 3 主任者は、前項の点検の結果、異常を認めたときは、速やかに施設長に連絡しなければならない。その報告を受け、施設長は速やかに修理、改造、除染等適当な措置を講じなければならない。

（一般報告）

第20条 所長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、施設の点検状況、被ばく線量分布等を放射線管理状況報告書により毎年6月30日までに、環境安全本部を経由して、原子力規制委員会に報告しなければならない。

（修理及び改造）

- 第21条 管理責任者は、所管する施設、設備、機器等について、第19条第3項に規定する修理、改造、除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者の承認を受けなければならない。ただし、保安上特にその影響が軽微であると認められるものについては、この限りではない。
- 2 管理責任者は、前項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について、主任者及び施設長を通じて所長に報告しなければならない。
 - 3 管理責任者は、この修理、改造、除染等で、予算措置を講じる場合には、その経費措置等について、施設長を通じて放射線安全委員会で審議することを要請することができる。

第5章 使用、保管、廃棄及び運搬

（放射線発生装置の使用、保管、廃棄及び運搬）

第22条 放射線発生装置を使用する者は、管理責任者の承認を得て、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 加速する粒子、エネルギー及び強度は使用承認証に記載された範囲とする。
 - (2) 使用に先立ちこの規程その他の関連する内規マニュアル等を理解し、それを遵守しなければならない。
 - (3) 使用記録簿に、使用者、使用時間及び使用の内容を記録すること。
- 2 中性子発生装置を使用する者は、管理責任者の承認を得て、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) スーパーカミオカンデのタンク水中でのみ使用することとし、水タンクに水が満たされている

状態で使用すること。

- (2) 1週間あたりに発生させるパルスは、使用承認証に記載されたパルス数を超えないこと。
- (3) 使用記録簿に、使用者、使用時間、使用の内容を記録すること。
- 3 中性子発生装置は、使用時以外は極微弱放射線発生装置室の所定の場所に保管し、出入口扉に施錠するものとする。
- 4 中性子発生装置の廃棄は、行わないものとする。
- 5 中性子発生装置を施設外において運搬する場合は、管理責任者の承認を得て、法に定められた基準に適合する措置を講じて搬入、搬出するものとする。

第6章 測定

(定期測定)

第23条 管理責任者は、次に掲げる場所について放射線の量の測定を管理担当者に行わせなければならない。

- (1) 使用施設及び貯蔵施設
 - (2) 管理区域の境界
 - (3) 事業所内において人が居住する区域
 - (4) 事業所の境界
- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を用いて行わなければならない。ただし、放射線測定器を用いることが著しく困難な場合は、計算によりこれらの値を算出するものとする。
- 3 第1項の測定は、少なくとも年に1回以上、作業を開始する前に1回、その後は1月を超えない期間ごとに1回行わなければならない。
- 4 管理担当者は、次に掲げる項目について記録し、保管しなければならない。
- (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定した者の氏名
 - (4) 放射線測定器の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
- 5 管理責任者は、定期測定の結果、異常を認めた時には、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずると共に、主任者と施設長に通報しなければならない。

(随時測定)

第24条 管理責任者は、前条に定める定期測定以外に、必要に応じて管理担当者に対し放射線の量を測定させることができる。

- 2 前項の規定に基づく測定に際し、管理担当者は、管理責任者の指示に従うものとする。
- 3 管理責任者は、随時測定の結果、異常を認めた時には、その状況及び原因を調査し、必要な応急措置を講ずると共に、主任者と施設長に通報しなければならない。

(業務従事者の被ばく測定)

第25条 所長は、管理区域に立ち入る者に対し、管理責任者が定める個人被ばく線量計を着用させ、次に掲げる各号により外部被ばく線量の測定をしなければならない。ただし、当該線量計により測定が著しく困難な場合は、放射線測定器を用いることとし、なお測定が困難な場合は、計算によりこれらの値を算出する。

- (1) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量、及び70マイクロメートル線量当量について行う。
- (2) 外部被ばくの線量が最大となるおそれのある部位が胸部及び上腕部からなる部位（女子にあつては腹部及び大たい部からなる部位）以外の部位である場合は、当該部位についても測定又は計算を行う。
- (3) 測定は、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者についての外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれがない場合は、行わなくてよい。
- (4) 測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと及び年度ごとに、女子にあつては毎月1日を始期とする1月ごと及び年度ごとに集計し、次に掲げる項目について記録するとともに、その結果の写しを本人に交付する。

イ 測定対象者の氏名

ロ 測定をした者の氏名

ハ 個人被ばく線量計（放射線測定器を用いて測定した場合は、放射線測定器）の種類及び型式

ニ 測定方法

ホ 測定部位及び測定結果

- (5) 前号の測定結果について、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする3月ごと及び年度ごとに、女子にあつては毎月1日を始期とする1月ごと及び年度ごとに実効線量及び等価線量を算定し、次に掲げる項目について記録するとともに、その結果の写しを本人に交付する。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

- (6) 前項の算定の結果、4月を始期とする1年間において実効線量または眼の水晶体の等価線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について、累積線量を集計し、次に掲げる項目について記録する。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量または眼の水晶体の累積等価線量

- (7) 管理責任者は、管理担当者に命じて、前3号の記録を保管させなければならない。

(測定の信頼性確保に関する維持管理)

第26条 管理責任者は、第23条、第24条および第25条で使用する放射線測定器の測定の信頼性の確保と、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

第7章 健康診断

(健康診断)

第27条 所長は、全学の放射線健康診断に関する方針に従い、所定の時期に所定の項目について、業務従事者に対して健康診断を実施しなければならない。

- 2 所長は、業務従事者として登録を申請した者については登録前に、業務従事者については6月を超えない期間ごとに、それぞれ健康診断の受診を指示しなければならない。ただし、線量等により所定の条件を満たす業務従事者については、全学の放射線健康診断に関する方針に従い、項目の一部を省略することができる。
- 3 所長は、次の各号に該当する業務従事者が生じた場合には、速やかにその者に健康診断を受診させなければならない。
 - (1) 放射線発生装置により汚染された物を飲み込み、又は体内摂取した場合
 - (2) 実効線量で5 mSv若しくは等価線量限度を超えて放射線に被ばくした場合又はそのおそれがある場合
- 4 主任者は、健康診断の結果の写しの送付を受け、これを確認して業務従事者に交付する。尚、結果の写しに代わり、当該結果を電磁的方法により、対象者に交付することができる。
- 5 前項の健康管理に関する事務は、事務部で処理する。

(個人管理に関する勧告等)

第28条 主任者は、個人被ばく線量測定又は健康診断の結果必要と認めた場合には、作業状態の変更又は作業環境の改善等に関して施設長に勧告するとともに、所長に報告しなければならない。

第8章 教育訓練

(教育訓練)

- 第29条 所長は、全学の放射線教育に関する方針に従い、業務従事者に対して所定の教育訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の教育訓練項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、所長は、全学の放射線教育に関する指針に基づき、主任者と協議の上、教育訓練の一部を省略することが出来る。
 - 3 所長は、業務従事者として登録を申請した者については登録前に、登録した後にあっては登録後、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内に、それぞれ教育訓練を受講させるものとする。
 - 4 再教育は、主任者が主催し、年1回以上行うものとする。

- 5 一時立入者に対しては、管理責任者の承認の下に、業務従事者が必要な教育を行うものとする。

第9章 記録及び保管

(記帳)

第30条 管理責任者は神岡施設における放射線の取扱いに関し、使用、受入れ、払出し、保管、運搬、教育訓練、放射線施設等の定期点検及び放射線測定器の点検又は校正に係わる帳簿を備え、記帳させなければならない。

- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- イ 放射線発生装置の種類
- ロ 放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ及び払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 受入れ又は払出しの年月日及びその相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 保管の期間、方法及び場所
- ハ 保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 運搬の年月日及び方法
- ハ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬従事者の氏名又は運搬委託先の氏名若しくは名称

(5) 教育訓練

- イ 教育訓練の実施年月日及び項目
- ロ 教育訓練を受けた者の氏名

(6) 放射線施設等の定期点検

- イ 定期点検の実施年月日
- ロ 定期点検の結果及びこれに伴う措置の結果
- ハ 定期点検を行った者の氏名

(7) 放射線測定器の点検又は校正

- イ 点検又は校正の実施年月日
- ロ 放射線測定器の種類及び型式
- ハ 方法、結果及びこれに伴う措置の内容
- ニ 点検又は校正を行った者の氏名又は名称

- 3 帳簿は、毎年3月31日又は神岡施設の廃止等を行う場合は廃止日等に帳簿を閉鎖し、管理責任者

が神岡施設事務室に保管する。

4 帳簿の保管期間は、帳簿の閉鎖後 5 年間とする。

第 10 章 災害時及び危険時の措置

(事故等による原子力規制委員会への報告)

第 31 条 次の各号に掲げる事態を発見した者は、主任者及び施設長に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取または所在不明が発生した場合
- (2) 放射線発生装置によって汚染された物が異常に漏洩した場合
- (3) 管理区域に立ち入った者が、線量限度を超えて被ばくした場合又は異常に被ばくしたおそれがある場合
- (4) 放射線障害が生じた場合

2 施設長は前項の通報を受けた時は、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を 10 日以内に、所長および環境安全本部を経由して、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(災害時の措置)

第 32 条 施設が所在する同一市区町村内で大規模自然災害（震度 5 強以上の地震、風水害による家屋の全壊（住家流出又は一階天井までの浸水、台風及び竜巻等による家屋全壊が発生した場合））、または放射線施設に火災等の災害が発生した場合は、主任者および施設長に連絡するとともに、管理責任者が、別表に掲げる点検項目について、点検を実施させなければならない。点検の結果は、主任者を経て、施設長及び所長に報告する。所長は、施設長及び主任者と協議の上、必要に応じて、緊急措置を講じなければならない。

2 所長は前項の点検結果及び講じた緊急措置について環境安全本部長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第 33 条 前条で定めるものの他、放射線に関わる異常事態が生じた場合は次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1) 異常事態の発見者は、異常事態の拡大防止に努めるとともに、直ちに主任者及び管理責任者に通報すること。
- (2) 前号の通報を受けた者は、使用禁止又は室内への立入禁止、付近にいる者に避難するよう警告する等必要な措置をとるとともに、消防署等関係機関に通報すること。
- (3) 第 1 号の通報を受けた者は、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者が生じた場合には、その者に対して医師の診断を受けさせること。
- (4) 第 1 号の通報を受けた者は、個人線量計、被ばく防止のために防護具等を装備し、放射性同位元素の隔離、汚染の拡大防止、汚染の除去及び所定の表示等の措置を講じること。
- (5) 所長は、災害時に緊急作業に従事したものに対して、第 7 章健康診断（個人管理に関する勧告等）と同様の措置を受けさせなければならない。
- (6) 主任者は、異常事態の経過及び処置等に関して、施設長に報告すること。
- (7) 施設長は前号の報告を受けた場合は、直ちに所長に報告しなければならない。
- (8) 所長は、必要に応じて、緊急措置を講じなければならない。

- (9) 所長は異常事態の報告を受けた場合は、放射線関係緊急連絡網により直ちに学内及び学外の関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会委員長等の関連機関の長に届けること。

第11章 情報提供

(情報提供)

第34条 事故等の報告を擁する放射線障害のおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合には、所長が環境安全本部長に報告した上で、大学ホームページ等に次項に定める事故の状況及び被害の程度等を掲載することにより公衆及び報道機関へ情報提供するとともに、外部からの問い合わせに対応するため、神岡施設に問い合わせ窓口を設置するものとする。

2 発生した事故の状況及び以外の程度等に関して外部に提供する内容(以下「情報提供内容」という。)は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 事故の発生日時及び発生した場所
- (2) 汚染状況等、事業所外への影響
- (3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性元素等の種類、性状及び数量
- (4) 応急措置の内容
- (5) 放射線測定器による放射線量の測定結果
- (6) 事故の原因及び再発防止策

3 所長は、情報提供内容について、主任者、施設長及び環境安全本部との協議を経て決定する。

4 所長は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により施設及び設備の使用を中止させることができる。

第12章 業務の改善

(業務の改善)

第35条 所長は、神岡施設の放射性元素等の使用等に関わる安全性を向上させるため、年度に一度以上、環境安全本部に放射線障害の防止に関する業務評価の実施を依頼するものとする。

2 通知された当該業務評価業務内容の点検および審査の結果の通知を受けた所長は、放射線安全委員会を通じて必要な改善を実施させるとともに改善報告書を作成し、実施した改善策を環境安全本部に報告する。また、必要がある場合は、改善を実施するための予算措置を講ずる。

第13章 補則

第36条 この規程の改廃は、放射線安全委員会の議を経て所長が行う。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月22日から施行し、改正後の東京大学宇宙線研究所附属神岡宇宙素粒子研究施設における法令で定める放射性同位元素、放射線発生装置による障害予防規程の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月18日から施行する。

附 則

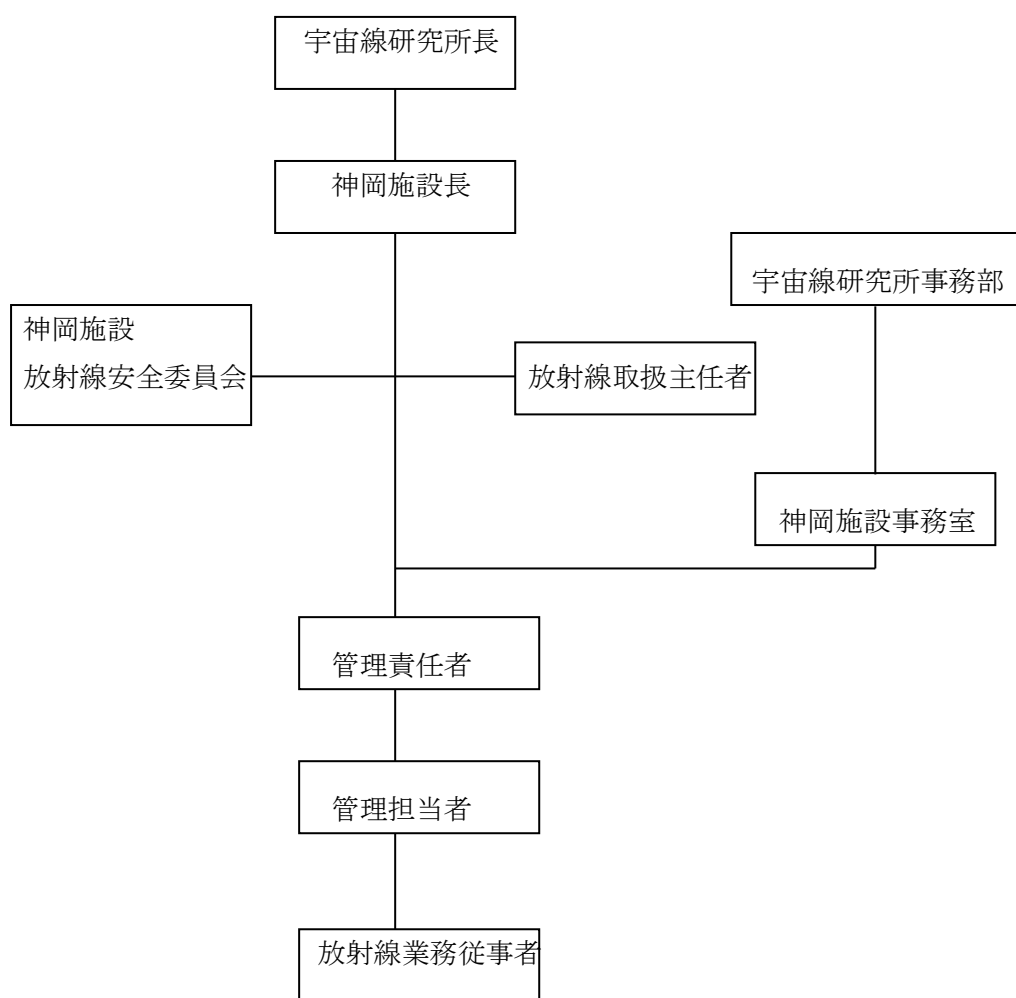
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別図 （第6条関係）

神岡施設における放射線発生装置の取扱いに従事する者及び安全管理に従事する者に関する組織図



別表 （第 18 条関係）

施設の点検項目および実施時期

点検項目	実施時期
1. 建物周辺及び耐火性、不燃材料等の構造に関する事項	年 1 回以上 又は変更の生じた時
2. しゃへい壁、しゃへい物等に関する事項	年 1 回以上 又は変更の生じた時
3. 管理区域境界の柵、施錠等に関する事項	年 2 回以上 又は変更の生じた時
4. 標識及び注意事項等に関する事項	年 2 回以上 又は変更の生じた時
5. その他使用施設に関する事項 （管理用放射線測定等）	年 2 回以上 又は変更の生じた時
6. 発生装置の安全設備に関する事項 a 自動表示灯、b インターロック	年 2 回以上 又は変更の生じた時
7. 貯蔵施設に備える容器に関する事項	年 2 回以上